

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 市民と市の協働（第5条—第10条）
- 第3章 地区協議会（第11条—第14条）
- 第4章 地域づくり活動の促進（第15条—第17条）
- 第5章 雑則（第18条・第19条）
- 附則

荒尾市は、東に小岱山、西に有明海と自然豊かな風土の中、より良い生活環境を築くため、みんなで助け合い、誇れる郷土づくりを行っています。これからも更なる飛躍に向け、地域が主体となった地域づくりを推進していきます。

現在、荒尾市においても全国的に見られるように少子高齢化問題、環境問題、情報化社会の急速な発達、地方分権などの地域における様々な課題が顕在化しています。これらの課題解決が行政機関だけでは困難な時代となってきた中、本市においては、これまで協働のまちづくり推進指針を策定し、地域社会の中で互いに助け合うコミュニティ意識を醸成する取組に努めてきました。これからは、その成果をいかし、市民と市の役割を明確にし、安定した地域づくり活動ができる環境をつくる必要があります。その中で、地域福祉の充実、防災・防犯活動などを推進していくためには、地域コミュニティ単位での実施が望ましく、地域の団体が機能的に活動できる仕組みづくりが必要です。

その仕組みづくりを支える手法として、この条例を制定します。

<解説>

前文では、この条例を策定するにあたって、条例本文では示しきれない荒尾市の状況や市民が中心となった地域づくりの基本的な姿勢、考え方を明らかにしています。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、住みよい荒尾市を築くために大きな役割を担う地域づくりについて、基本理念を定め、市民と市の役割を明確にするとともに、地域づくりに関する市の支援等に関し必要な事項を定めることにより、安定的かつ継続的な地域づくりを推進することを目的とする。

<解説>

第1条では、何のためにこの条例を制定するのか、その目的について定めています。この条例の目的は、より多くの市民と市が一緒になって地域づくりの具体化を進め「住民満足度が高く快適で住みよい荒尾市をつくること」を目指すための基本的な取り組みや役割を定めることです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)地域づくり 住みよい豊かな地域社会をつくるための取組をいう。
- (2)市民 次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に通学し、又は通勤する者
 - ウ 市内において、事業又は活動を行う者
 - エ 市内において、事業又は活動を行う法人その他の団体
- (3)市 市長その他の執行機関をいう。
- (4)地区 地域コミュニティを基本として市全体を区分けした行政事務上の区域をいう。
- (5)協働 市民同士及び市民と市が対等な関係で、相互の理解と尊重の下、連携及び役割分担を明確にし、共通の目的に向かって共に取り組むことをいう。
- (6)地域団体 自治会のような地縁に基づくもので、市民が相互に助け合うことを目的とした団体をいう。
- (7)市民公益活動団体 営利を目的としない市民の自発的かつ自主的な社会貢献活動により公益の増進に寄与することを目的とした団体で、その活動が次のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - エ 議員など特定の公職の候補者、公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反することを目的とする活動

<解説>

第2条では、この条例で使用している用語の意味について規定しています。

この条例の解釈にあたり、重要となる用語として「地域づくり」「市民」「市」「地区」「協働」「地域団体」「市民公益活動団体」を掲げ、その定義を示しています。

○市民（第2号）

この条例で「市民」とは、市内に住んでいる人のほか、市内で学ぶ人や働く人、市内で事業や活動を行っている人や団体と大きく捉えています。

○地区（第4号）

「地区」とは、旧小学校区を基本として分けられた区域のことです。荒尾市では平成23年4月1日から「校区」から「地区」へと名称の変更を行いました。

(基本理念)

第3条 地域づくりは、市民同士及び市民と市が対等な関係で、相互の理解、尊重及び協力に基づいて、市民の自発的な発想並びに市民と市の連携及び役割分担により行われることを基本とする。

<解説>

第3条では、地域づくりを推進するうえで常に考えておくべき基本的な考え方を基本理念として規定しています。

地域づくりの担い手である「市民（各地域づくり団体を含む）」と「市」との関係は対等な関係であることが必要です。そのなかで、お互いのことを理解・尊重し、また各々が積極的に協力する関係が望まれます。

そこで、これからの市としては、市民がそれぞれ持っている、優れた知識や技能を受け入れ、活かしていくという方向で、地域づくり活動を行っていかねばなりません。

こうした取り組みにより、荒尾市における地域づくりは市民と市とが対等な立場に立ち、お互いに助け合いながら、豊かな荒尾を創造していくこととなります。

(条例事項の尊重)

第4条 この条例は、本市における地域づくりの基本原則であることから、市民及び市は、この条例で定める事項を尊重するよう努めなければならない。

<解説>

第4条では、この条例を尊重することを規定しています。

この条例は、今後荒尾市が地域づくりを推進するうえで基本となる条例です。市民や市がこの条例の趣旨を理解し、行動することにより、この条例の価値は高まっていきます。

そのため、市民と市はこの条例を尊重しながら、協働して地域づくりを推進していきます。

第2章 市民と市の協働

(市民の役割)

第5条 市民は、自らが地域づくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ち、自らできることを考え、実践するよう努めなければならない。

<解説>

第5条では、地域づくりの主役は市民であることを明示し、その役割について規定しています。

それは、住みよい地域を創るためには、市民個人の協力や理解が必要となります。

そのために、ここで、市民一人ひとりの役割に重点を置いています。

また、この条例は地域づくりに参加しないことで不利益な扱いを受けたり、参加を強制するものではありません。

(市の役割)

第6条 市は、地域づくりについて、職員の意識改革を図るとともに、市民の自主性を尊重しつつ、豊かな地域づくりについて必要な施策を講じるよう努めなければならない。

<解説>

第6条では、地域づくりに必要な市の役割について規定しています。

荒尾市の現状として、地域活動に積極的に参加する市職員が少ないという課題があります。

そのため、市職員が地域活動に自発的に参加するよう促す研修等を開催することで市職員の意識を変えることが必要です。

また、市は市民活動を行いやすい体制を整え、市民の意見を反映した地域づくりを推進します。

(地域団体の役割)

第7条 地域団体は、地域住民のつながりを強くするとともに、個人では解決困難な課題について地域でできることを考え、その課題の解決を図る取組等を通じて地域づくりの推進に努めなければならない。

<解説>

第7条では、地域づくりを推進する上で中心となる地域団体の役割について規定しています。

ここでいう地域団体とは、地域住民が自主的に参加し、市民の生活に密着した団体です。例えば、自治会や子ども会、婦人会、老人会、PTA、地区協議会などです。

これからの地域づくりでは「まず自分達で解決できることは自ら行動し、そこで解決できない場合は地域や行政と協力して解決に取り組み、それでも解決できない場合は行政が解決に取り組む」といったことを基本とし、課題解決に必要な活動を行うことが大切です。

こうしたことから、地域団体は豊かな地域社会を創造するために、市民同士の親睦を図り、絆を深め、互いに助け合いながら、地域の課題について取り組んでいくこととします。

(市民公益活動団体の役割)

第8条 市民公益活動団体は、地域性、専門性等をいかし、その活動の質を高め、継続して地域づくりの推進に努めなければならない。

<解説>

第8条では、市民公益活動団体の役割について規定しています。

ここでいう市民公益活動団体とは、営利を目的としない市民の自発的かつ自主的な社会貢献活動を行う団体です。例えば、ボランティア団体やNPO法人などです。

これらの団体は、それぞれの団体がもつ地域性や専門性あるいは、先進性を活かし、地域づくりを推進していきます。

(協働の推進)

第9条 市民及び市は、相互にそれぞれの特性をいかし、補完し合いながら、共通の課題を解決し、目的を達成するため、協働による地域づくりを積極的に推進するよう努めなければならない。

<解説>

第9条では、地域づくりを推進する上での基本的な進め方について規定しています。
協働して地域づくりを推進していくためには、市民と市が相互に相手を理解し、その特性を生かし、出来ることと出来ないことを見極めながら、足りないところは補完し合い、地域課題などを解決していかなければなりません。

(人づくり)

第10条 市民及び市は、地域づくりの担い手を発掘し、育成するため、研修等の機会の充実に努めなければならない。

<解説>

第10条では、地域づくりを担う新たな人材の発掘や育成について規定しています。
多くの地域団体や市民公益活動団体が直面している課題として「人材不足」の問題があります。
この課題を解決するために、市民と市は新たな人材の発掘や育成に対し協働して取り組むことが必要です。
そのために必要となる研修会等を開催し、地域づくりの人材の発掘や育成を推進し、各団体の活性化につなげます。

第3章 地区協議会

(地区協議会の位置付け)

第11条 地区協議会は、地域団体、市民公益活動団体等で組織され、地域づくりに関し各地区を代表して市の認定を受けた団体であり、市と対等なパートナーとし、協働して地域づくりを推進する団体と位置付ける。

<解説>

第11条では、地域づくりを推進していく、地区協議会と市の関係を規定しています。
地区協議会は地域団体及び市民公益活動団体等で組織された各地区を代表する団体です。具体的な地区協議会の構成は各地区で異なっていますが、第7条（地域団体の役割）、第8条（市民公益活動団体の役割）の解説で説明した団体に加え、行政協力員、社会教育主事補、スポーツ推進委員、民生委員・児童委員などで構成されています。
これらの団体等で構成されている地区協議会をその地区において地域づくり活動を行う団体の代表として、市が公的な認定を行います。
これにより、地域を代表する団体として地域づくりを推進していきます。

(地区協議会の役割)

第 1 2 条 地区協議会は、地域の課題を総合的に捉え、その課題の解決に取り組むとともに、構成団体間及び市との連絡調整に努めなければならない。

<解説>

第 1 2 条では、地区協議会の役割について規定しています。

地区協議会は、地域の代表として各構成団体等を集めた定期的な会議を開催することで連絡調整を行うとともに、各団体間等で情報共有を行います。これにより、各団体や地域の抱える問題を把握でき、連携・協力して解決につなげる事ができます。

(地区協議会の認定)

第 1 3 条 第 1 1 条の認定に関し必要な事項は、別に規則で定める。

<解説>

第 1 3 条では、第 1 1 条で位置付けられている地区協議会の認定について規定しています。

市より地域づくり団体を認定する条項を設け、審査を行い、認定します。

そうすることにより、地区協議会の位置づけを明確にし、さらなる協働の地域づくりを推進します。

(地区協議会への支援)

第 1 4 条 市は、地区協議会に対し、地域づくりを推進するため、及び当該地区協議会又はその構成団体が策定した計画の実現のために必要と認めるときは、技術的支援、人的支援その他の必要な措置を講じるとともに、予算の範囲内において、財政的支援をすることができる。

<解説>

第 1 4 条では、地域づくりを推進するため行政の支援について規定しています。

地域が抱える課題は、地域ごとに多種多様であり一律の支援では、効率的に課題を解決することができません。そこで、地域が特色を活かして取り組む自主的な活動に対しては、地域の自主性を保証するため、自主性を損なわない範囲で支援します。

また、公的な事業で、地域で実施された事業などについては、予算の範囲内で財政的な支援をおこなっていきます。

第 4 章 地域づくり活動の促進

(市職員の参加推進)

第 1 5 条 市職員は、地域づくりに関しその重要性を認識するとともに、自らも地域社会の一員として、積極的に地域づくりに参加するよう努めなければならない。

<解説>

第 1 5 条は、地域づくり活動への市職員の参加推進について規定しています。

今後の地域づくりを推進していくためには、市職員も地域に戻れば一地域住民であるという考えのもと、市職員が地域づくりに関心を持ち、地域づくりの必要性について理解を深め、地域活動に地域住民としての積極的参加を推進します。

(情報の共有化)

第 16 条 市民及び市は、地域づくりを推進するため、相互に地域づくりに関する情報を提供し、及び共有することに努めなければならない。ただし、市民の権利及び利益を侵害しないよう配慮しなければならない。

<解説>

第 16 条では、地域づくりを推進するため、情報の共有について規定しています。市が地域づくりに関する情報を積極的に公開・提供し、市民も積極的に情報を提供することで、情報の共有化を図りながら地域づくりを推進していきます。

(地域づくり推進委員会の設置)

第 17 条 市長は、この条例の実効性を高めるため、荒尾市地域づくり推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

2 推進委員会は、次に掲げる事項を検証及び審議し、市長に意見を述べることができる。

- (1) この条例の適切な運用に関すること。
- (2) 地域づくりを推進するために必要な施策及び方策に関すること。
- (3) この条例の見直しに関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

3 前 2 項に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

<解説>

第 17 条では、条例の実効性を高めるため、地域づくり推進委員会の設置について規定しています。この推進委員会は条例の施行後、この条例が作成時の目的に沿って、適切に運用されているか、条例が今後の社会情勢の変化に対応しているかなどを検討し、条例の実効性を高め、効果的な地域づくりの推進を目指すものです。

第5章 雑則

(条例の見直し)

第18条 市長は、必要に応じてこの条例を見直すものとする。

<解説>

第18条では、条例の見直しについて規定しています。

今後、社会情勢はますます変化していくことが予想され、この条例で定めている内容と実態が乖離することが考えられます。

そのため、前条において推進委員会の検討事項に条例の見直しについて規定しているが、あえて明示的な規定を置くことで、見直しなどを積極的に行うものとしします。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

<解説>

第19条では、条例の委任について規定しています。

この条例を運用していく上で、必要となる規則、要綱等を市長が別に定められるようにしています。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。